

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

共 00 00 10 永年
宮本生企第672号
平成16年7月18日
宮城県警察本部長

一般ごみ回収業者5社と宮城県警察による「安全・安心まちづくりの推進に関する覚書」の締結に伴う運用について（通達）

県民が身近に不安を感じる犯罪が増加する中、平成16年7月7日、同年7月13日、仙台市内の一般ごみの回収業者5社（以下「回収業者」という。）と宮城県警察（以下「警察」という。）との間において、「安全・安心まちづくりの推進に関する覚書（以下「覚書」という。）」を締結し、事件発生時における早期通報体制等を確立した。

特に、仙台市内5警察署にあっては、覚書締結の趣旨等を十分理解の上、下記事項に留意しながら積極的に活用されたい。

記

1 覚書締結の趣旨

本件では、政令市である仙台市が県内の刑法犯認知件数の約50パーセント強を占めており、仙台市の犯罪発生総量抑止対策が課題となっているところである。

このような中、車両約330台を擁する仙台市内の一般ごみの回収業者5社は、警察の治安対策に対して積極的な協力姿勢を示していることから、この度、身近な犯罪（空き巣ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくり）等の事件発生時に早期通報等の協力を受けることとし、その協力内容を明確にするため、覚書を締結したものである。

2 覚書締結回収業者

- (1) 協業組合仙台清掃公社
- (2) 泉清掃協業組合
- (3) 株式会社公害処理センター
- (4) 株式会社斎孝
- (5) 株式会社宮城衛生環境公社

3 覚書締結年月日

平成16年7月7日、同年7月13日

4 覚書及びドライバーの具体的対処要領

- (1) 覚書
別紙1-1～1-5のとおり
- (2) ドライバーの具体的対処要領
別紙2のとおり

5 覚書に基づく協力内容

回収業者が警察に対して協力する内容は、覚書第3（協力事項）のとおり、通常勤務を通じて、

身近な犯罪（空き巣ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、

ひったくり)等の発生を認められた時は、警察への早期通報に努める。

地域住民が犯罪被害等に遭遇した場合には、救助を求める人の保護と警察への速報に努める。

犯罪等の危険箇所を把握した場合には、警察に通報するように努める。

というものである。

6 運用要領

(1) 情報提供の適用罪種

警察が回収業者に対して提供する情報の罪種は、覚書第3(協力事項)の1のとおり、身近な犯罪等として空き巣ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくりを例示している。

(2) 情報提供の要領

警察から身近な犯罪等の発生に関する情報を回収業者に提供する要領は、覚書第4(情報の提供)のとおり、回収業者に対して、身近な犯罪等の発生に関する情報を必要な都度提供することとしている。

よって、県本部各課及び各警察署において回収業者に提供する情報があった場合には、別紙3「覚書に基づく警察からの情報提供書」に必要事項を記載の上、県本部生活安全企画課長を経由して回収業者に情報提供を行うこととする。

(3) 通報等への対応要領

覚書の締結に基づき、回収業者並びに各社ドライバーから、事件発生の通報や犯罪等危険箇所に関する情報提供がなされた場合には、警察官を早期に現場臨場させるなどして適切な対応を図ること。

7 報告

覚書に基づく好事例や問題等が生じた場合には、県本部生活安全企画課長を経由して報告すること。